

第538回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年5月26日（水）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

- (1) さし網漁業のうちしらうおさし網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】
- (2) ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】
- (3) 落とし網漁業の操業実績について【報告】
- (4) その他

7 閉 会

霞水諮問第1号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号）第11条第1項及び第7項の規定に基づき、さし網漁業のうちしらうおさし網漁業に係る制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項及び第7項の規定により意見を求める。

令和3年5月21日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 谷村 明俊



(別記)

令和3年8月31日をもって有効期間が満了するさし網漁業のうちしらうおさし網漁業の許可を更新するため、同規則第11条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

許可の更新に伴うさし網漁業のうちしらうおさし網漁業の制限措置等の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業につき、規則第11条第1項の規定により、その許可すべき漁業者の数および船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第2種 共同漁業権漁場内	84人
北浦及び外浪逆浦の 霞北共第2種 共同漁業権漁場内	16人

2 許可を申請すべき期間

令和3年6月14日から令和3年7月14日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第7項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

第1 さし網漁業のうちしらうおさし網漁業

- 1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

しらうおさし網漁業の許可の更新に伴い定める 制限措置等の事項について

令和 3 年 5 月 26 日
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

令和 3 年 8 月 31 日をもって有効期間が満了する「しらうおさし網漁業」の許可を更新するにあたり、規則第 11 条第 1 項に基づき、以下の事項を定めて県ホームページにより公示する。

1 制限措置【資料 1-1、P3】

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数 (公示枠)

霞ヶ浦 84 人

北浦及び外浪逆浦 16 人

表 しらうおさし網漁業の許可更新の意向調査結果

地区	霞ヶ浦	北浦及び外浪逆浦
現許可受有者数	98	22
廃業予定者数	18	7
新規許可希望者	4	1
更新予定数*	84	16

※更新予定数＝現許可受有者数－廃業予定者数＋新規許可希望者数

(3) 船舶の総トン数

2.5 トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80 キロワット以下

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内

イ 北浦及び外浪逆浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内

(6) 漁業時期

4 月 1 日から 5 月 15 日まで及び 11 月 1 日から翌年 2 月末日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区 (市町村区域内の町若しくは字の区域) に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

2 許可を申請すべき期間【資料 1-1 : P. 3】

令和 3 年 6 月 14 日から令和 3 年 7 月 14 日まで

(規則第 11 条第 2 項に基づき 1 月以上の期間を設ける)

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和3年9月1日から令和8年8月31日まで(5年間)とする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

4 許可の基準【資料1-1：P.4】

当該漁業の取扱方針に基づき、申請者数が公示枠を上回った場合に申請者の優先順位をつけるための基準を以下のとおり定める。

〈許可の基準（概要版）〉

順位	基準
1	当該漁業の許可を有する者
2	当該漁業の操業実績を有する者
3	当該漁業以外の許可を有する者
4	当該漁業以外の操業実績を有する者
5	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
6	上記のいずれにも該当しない者

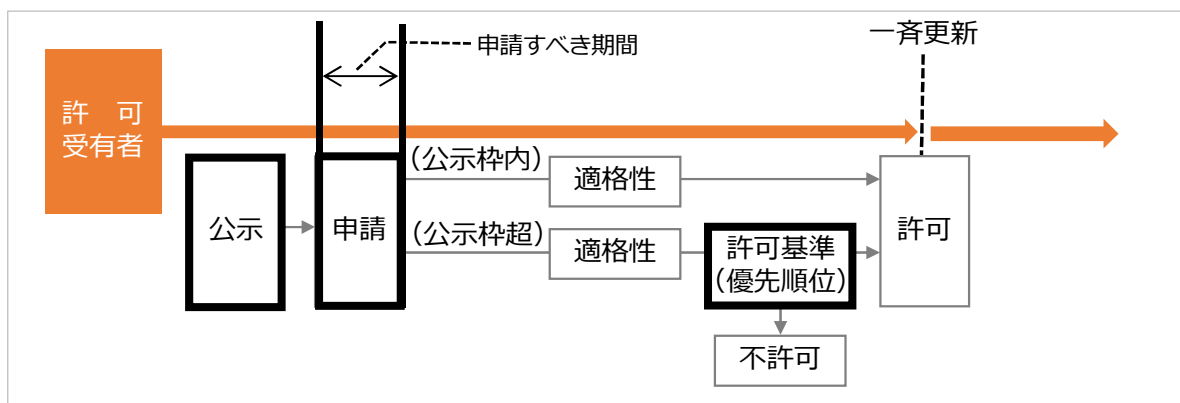


図 許可更新に係る手続のイメージ

さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

イ 北浦及び外浪逆浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

(6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基

づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。
- (2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。

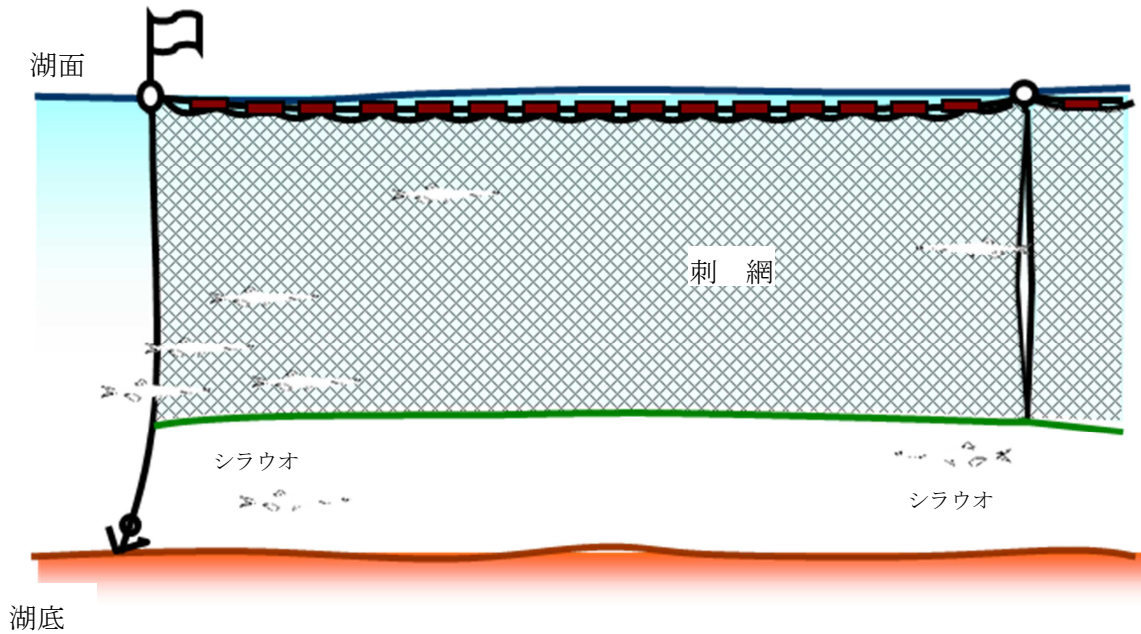
(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(地方名称：しらうお建漁業)の許可等に関する取扱方針(平成30年7月23日施行)は令和2年12月1日から廃止する。

しらうおさし網漁業について



漁業名称：しらうおさし網（しらうお建網）

漁業時期：4月1日～5月15日及び11月1日～2月末日

操業区域：第2種共同漁業権漁場内（霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦）

漁法：湖面に対して鉛直に網を張り、沿岸を回遊するシラウオを網にからませて獲る漁法

2021 年 5 月 26 日

2021 年度ワカサギ漁期前調査計画書

1 目 的

霞ヶ浦北浦におけるワカサギ漁解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供しその安全性を確認する。

2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ等水産動物を採捕する。

4 調査実施時期

- (1) 霞ヶ浦 6月最終週のうち1日
- (2) 北 浦 7月第一週のうち1日

5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域(右図)
 - ア 霞ヶ浦 4水域
(沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入)
 - イ 北 浦 4水域
(水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖)
- (2) 曳網時間
1水域につき20分間曳網する。
(馬渡沖のみ10分間)
- (3) 曳網層
曳網層は天候等を踏まえ決定する。

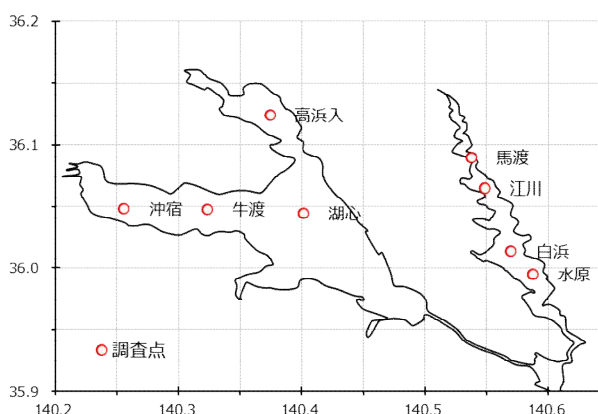


図 調査水域概要

6 使用船舶

未定(後日決定)

霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

7 その他

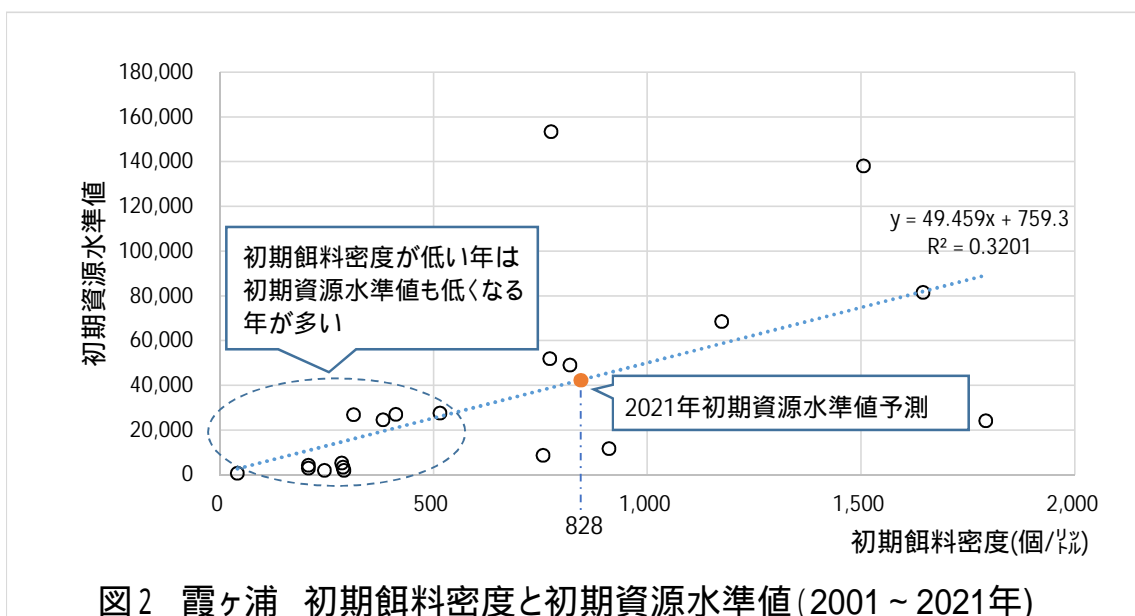
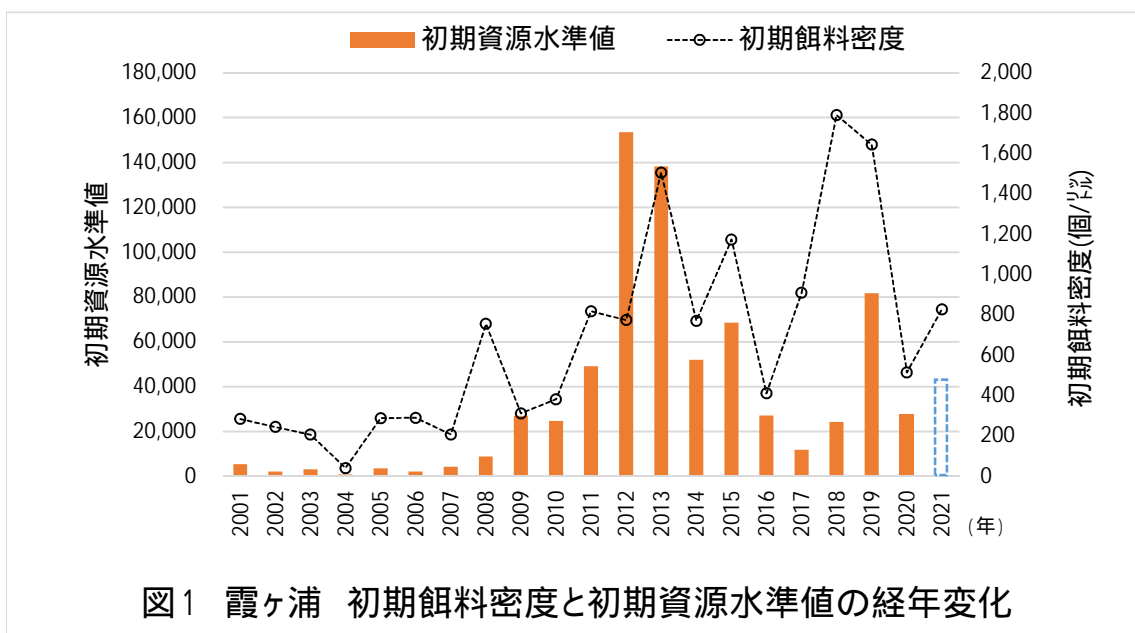
- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。

1. 霞ヶ浦

○今年のワカサギの初期餌料密度¹⁾(3、4月)は、828個/ℓと昨年の1.6倍程度。直近10年間の平均1,032個/ℓよりは低い。(図1)

○過去20年間の初期餌料と7月時点でのワカサギ初期資源水準値²⁾との関係からみると、今年のワカサギ資源は、昨年より高い水準となる見込み。(図1、2)

- 1)初期餌料密度 :ワカサギのふ化仔魚期(3、4月)の餌となるワムシなどの小型プランクトン密度
- 2)初期資源水準値:トロール解禁前である7月初旬の湖内のワカサギ尾数を示す指標値

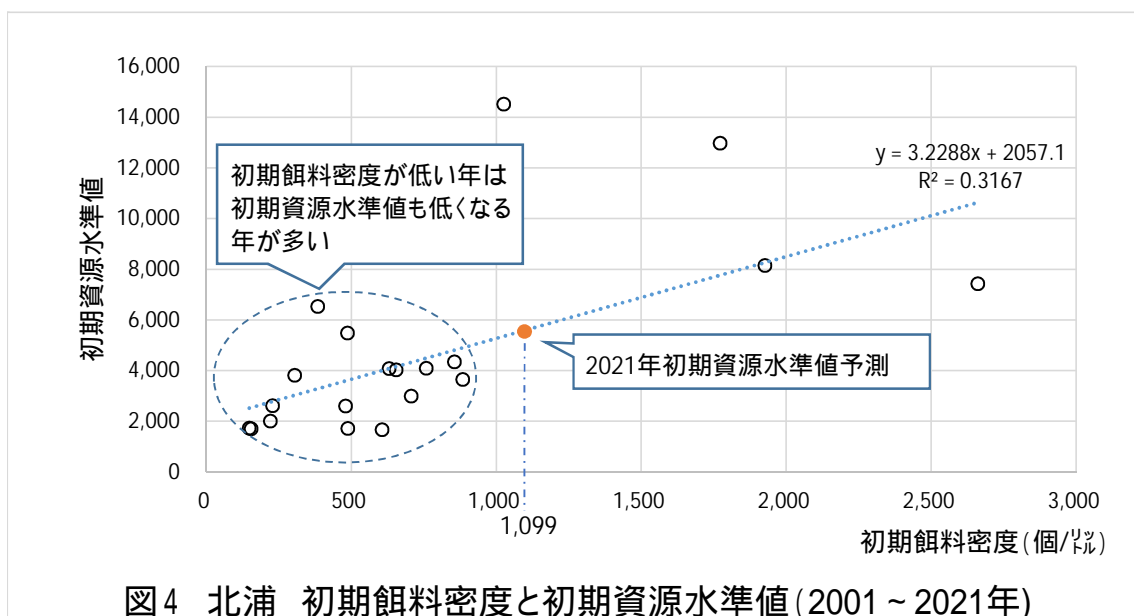
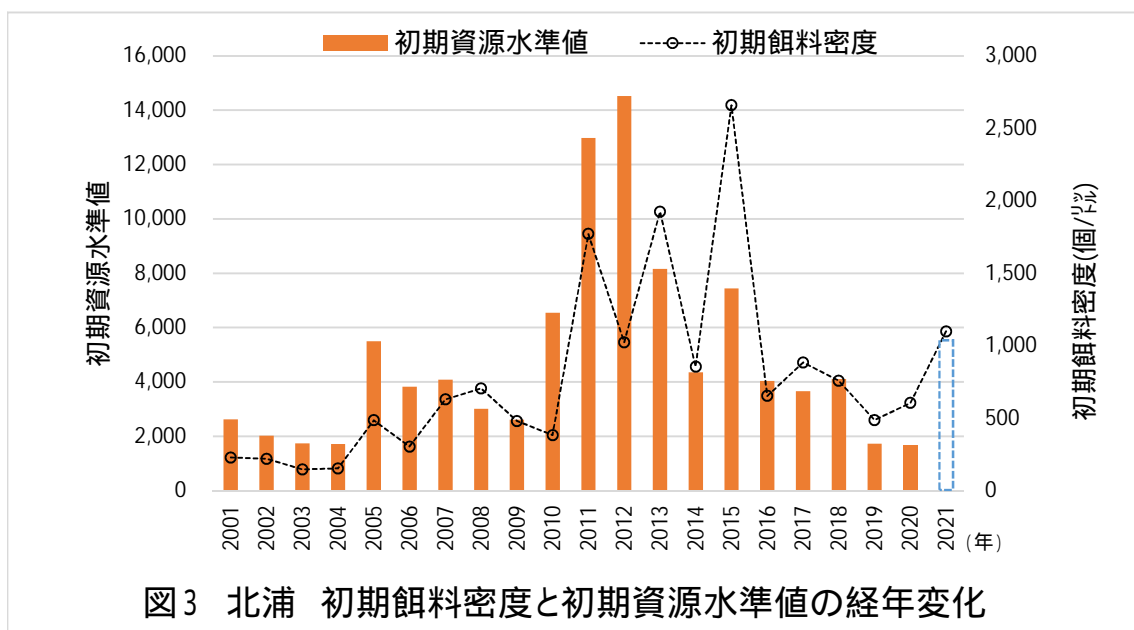


2. 北浦

○今年のワカサギの初期餌料密度¹⁾(3、4月)は、1,099個/トリと、昨年の1.8倍程度。直近10年間の平均1,095個/トリ並み。(図3)

○過去20年間の初期餌料と7月時点でのワカサギ初期資源水準値²⁾との関係からみると、今年のワカサギ資源は、昨年より高い水準となる見込み。(図3、4)

- 1)初期餌料密度 :ワカサギのふ化仔魚期(3、4月)の餌となるワムシなどの小型プランクトン密度
- 2)初期資源水準値:トロール解禁前である7月初旬の湖内のワカサギ尾数を示す指標値



令和2年度落とし網漁業操業実績

1. 承認者数及び承認面数

項目	承認者数	承認面数
合計	21人	120面

2. 実績報告書提出数

項目	提出数	提出率	操業実績有の数
合計	21人	100%	20人

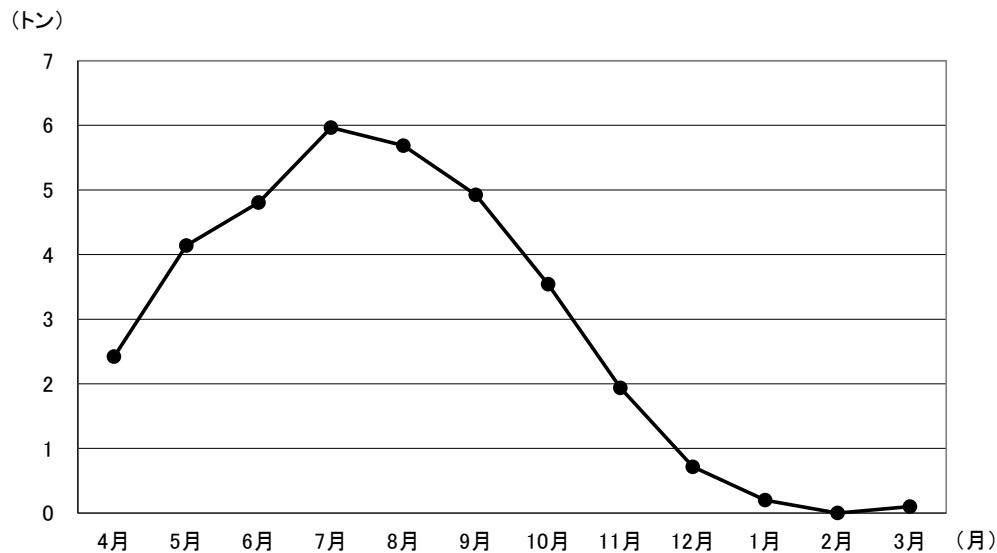


図1 アメリカナマズ漁獲数量(令和2年度実績)

3. 操業日数

(日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	307	388	438	437	468	418	343	192	44	10	0	20	3,065

4. 操業面数

(面)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	44	52	54	57	58	51	45	29	13	5	0	2	410

5. 魚種別漁獲数量

(トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマズ	2.42	4.14	4.81	5.97	5.69	4.93	3.54	1.94	0.72	0.20	0.00	0.10	34.43
その他(コイ、フナ)	2.69	4.39	3.45	3.24	2.68	2.53	1.38	0.90	0.25	0.10	0.00	1.00	22.60

[データ: 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書]

年度別 落とし網漁業実績

1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R01)	R02
承認者数(人)	52	45	42	29	27	27	27	27	27	27	25	25	25	25	25	21	21
承認面数(面)	252	220	206	142	129	191	191	191	191	191	159	159	159	159	159	120	120

①落とし網漁業は、アメリカナマズ駆除を目的として、平成16年7月15日に委員会指示を発出した。

②平成16年から平成20年までは、承認期間1年未満として毎年指示を発出した。

③平成21年から、承認期間を第1種区画漁業権の免許期間(5年)とした。

※現在の承認期間:令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

2. 年度別漁獲数量

単位:トン

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R01)	R02
アメリカナマズ	197.24	168.57	101.63	93.74	94.16	114.30	126.01	143.09	136.07	140.31	100.08	88.11	83.81	77.72	75.22	53.02	34.43
その他	16.84	50.80	24.61	37.55	30.84	21.53	16.23	26.54	29.36	37.21	33.60	29.25	31.90	28.59	27.80	27.28	22.60
合計	214.09	219.37	126.23	131.30	125.00	135.83	142.24	169.62	165.43	177.52	133.68	117.36	115.71	106.31	103.01	80.30	57.03

3. 年度別操業実績者数

単位:人

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R01)	R02
操業実績者	37	32	30	26	24	22	23	24	23	23	25	25	25	25	24	20	20

(トン)

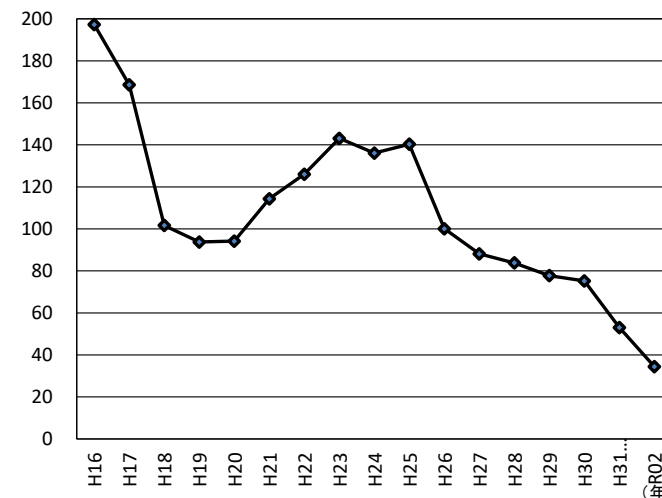


図2 アメリカナマズ漁獲数量の推移

(人)

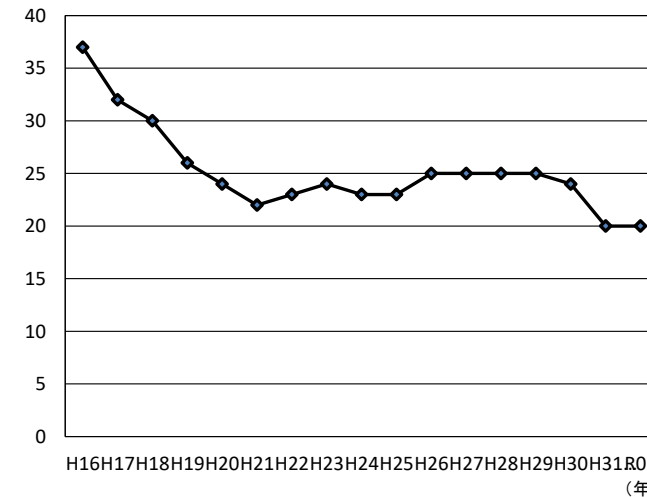


図3 操業実績者数の推移

落とし網漁業に係る委員会指示について

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1 委員会指示

(1) 委員会指示とは

海区漁業調整委員会は、漁業調整上必要と認めた時は関係者に対し制限、禁止、承認等の指示を発動できる（漁業法第120条）とされており、これを委員会指示とします。

令和3年現在、全国72海区全ての海区漁業調整委員会において、委員会指示が発動されています。

(2) 委員会指示の効力

委員会指示には、それ自体に罰則規定がなく法的効力はありませんが、指示に従わない者がいるときは、委員会から知事に対して、指示に従うべきことを命令するよう申請し、知事から委員会指示に従うべきことを命令します。それにも従わない場合、知事命令違反として漁業法に基づき罰則が適用されます。

委員会指示は漁業者の漁場における道義心を信頼し、大多数の関係漁業者によって守られることを前提としているので、指示する場合にはその指示に合理性があり、かつ、それが大多数の漁業者に守られるような内容のものでなければなりません。

(3) 県報での公告

不特定多数が対象となる委員会指示を発動するときは、委員会です承された後に、県報等に公告する必要があります。

2 落とし網漁業

(1) 落とし網漁業とは

落とし網漁業とは、網いけすの底に穴を開けその部分に返しを付け、給餌によっておびき寄せられた魚が網に侵入することによって捕獲する漁法です（図1参照）。

従来、網いけす養殖業の付帯施設として、逃げたコイの回収や天然ゴイが押し寄せてきて餌を搾取するのを防止するために使われてきましたが、近年アメリカナマズが大発生しており、本漁法に大量に漁獲されるようになったことから、アメリカナマズ駆除の効果的な捕獲方法とされています。

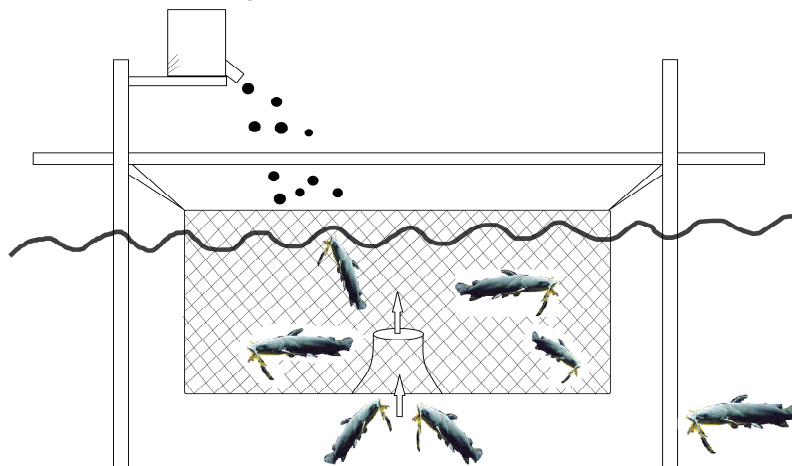


図1 落とし網漁業の概要図

(2) 落とし網漁業の制限と承認

落とし網漁業は、これまで他漁業への影響を考慮し、面数および位置を限定し漁獲量等の報告を義務付けた承認漁業としてきました。令和元年9月の第1種区画漁業の免許にあたり、落とし網を網いけすの面数に含め、経営の効率化のため、面数および位置の変更を認める方針としましたが、引き続き、他漁業への影響などを把握する必要があるため、令和元年9月1日から、委員会の指示に基づく承認漁業として、漁場施設内での操業および漁獲量等の報告を義務付けるものとしてきました。

3 落とし網漁業に係る委員会指示

(1) 落とし網漁業に係る委員会指示の経緯

当委員会では、落とし網漁業に係る委員会指示を平成16年に発動しました。その後、平成20年までは、委員会指示による承認期間は1年間としていましたが、平成21年の指示については、霞ヶ浦漁連及びきたうら広域漁協の要望により、第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許に合わせて承認期間を5年とし、以後5年度ごとに委員会指示を発動しています。

表1 落とし網漁業の承認数及び承認面数の変遷

回数	公示日	操業（有効）期間	承認数	承認面数
1	H16. 7.16	H16. 7.21～H16.11.30	5漁協 52経営体	252面
2	H17. 4.18	H17. 4.26～H17.11.30	5漁協 45経営体	220面
3	H18. 3.27	H18. 4.10～H18.11.30	5漁協 42経営体	206面
4	H19. 3. 1	H19. 4. 1～H19.11.30	4漁協 29経営体	142面
5	H20. 2.18	H20. 4. 1～H20.11.30	4漁協 27経営体	129面
6	H21. 3.16	H21. 4.13～H26. 8.31	5(3)漁協 27経営体	191面
7	H26. 6.30	H26. 9. 1～R 1. 8.31	3漁協 25経営体	159面
8	R 1. 6.26	R 1. 9. 1～R 6. 8.31	3漁協 22経営体	120面

()数は合併後

(2) 落とし網漁業による漁獲実績

落とし網漁業に係る委員会指示では、本漁業の承認を受けた者に対し、毎年4月に前年分の漁獲実績を事務局あて報告するよう義務づけており、4月中に取りまとめ、翌5月の漁業調整委員会において報告しています。

報道関係者 各位

令和3年5月19日
医薬・生活衛生局
<担当・内線>
食品監視安全課
課長 三木 朗 (2471)
専門官 中矢 雄太 (4241)
係長 青木 大輔 (4244)
生活衛生・食品安全企画課
課長補佐 小谷 聡司 (2448)
<代表・直通電話>
03-5253-1111 (代表)
03-3595-2337 (食品監視安全課直通)
03-3595-2326 (生活衛生・食品安全企画課直通)

原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく
食品の出荷制限の解除
(原子力災害対策本部長指示)

本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた、茨城県の霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川において採捕されたアメリカナマズ(養殖により生産されたものを除く)について、出荷制限の解除を指示しました。

- 1 茨城県に対し指示されていた出荷制限のうち、茨城県の霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川において採捕されたアメリカナマズ(養殖により生産されたものを除く)について、本日、出荷制限が解除されました。
 - (1) 本日付けの原子力災害対策本部から茨城県への指示は別添1のとおりです。
 - (2) 茨城県の申請は、別添2のとおりです。
- 2 なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

【参考1】 原子力災害対策特別措置法 一抄一
(原子力災害対策本部長の権限)

第20条 (略)

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3～10 (略)

【参考2】

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部：最終改正 令和3年3月26日)